

意見公募の結果について「宜野湾市景観計画（別冊）西普天間住宅地区（原案）」

実施期間：令和5年6月5日（月）～令和5年6月26日（月）

意見件数：1件（1通）

意見内容及び市の考え方：以下のとおり（意見を踏まえた案の修正はございません）

意見番号	意見内容	意見に対する市の考え方
1	<p>③強化基準</p> <p>【県道・西普天間線に面する建物前面に駐車場を設置しない。※特例措置あり】について、表現があまりにも抽象的であり、誰がどの様な基準で特例を認めるのか。</p> <p>土地の面積や間口の長さなど、ある程度の目安を設定する必要があると思う。</p>	<p>いただいたご意見は、県道宜野湾北中城線（以下「県道」）及び西普天間線沿いモデル街区の前面駐車場配置に関する特例措置が認められる条件についての意見と拝察いたします。</p> <p>【県道宜野湾北中城線・西普天間線に面する建物前面に駐車場を設置しない】という基準は、来訪者が沿道空間に滞留しにぎわいを創出するため店舗の連続性や歩行空間の安全性確保等の面から設けているものです。特例措置の活用は、敷地の規模や形状等の状況により、建物の前面に駐車場を配置しないことが困難な場合を想定しています。</p> <p>特例措置の適用においては、さまざまなケースを想定し柔軟に対応することを考えているため、定量的な基準は設けておりません。また、特例措置を適用する場合は個別に十分な事前協議を行い土地利用上の過度な負担がないよう対応したいと考えております。</p> <p>なお、特例措置適用の可否に係る主な判断は市で行います。必要に応じ第三者機関（宜野湾市景観審議会委員等）へ意見聴取を行うことを想定しております。</p>

※とりまとめの都合上、意見内容は適宜要約しており、また1通の中に複数のご意見が出されたものについては、ご意見ごとに整理し、同様のご意見についてはまとめさせていただいております。